



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

\*6 自転車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則 ..... 1

○ 告示

- 411 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 4
- 412 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 4
- 413 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 ( " ) ..... 4
- 414 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 ( " ) ..... 4
- 415 " ( " ) ..... 5
- 416 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 5
- 417 清算法人恋野土地改良区の清算人の退任 (農業農村整備課) ..... 6
- 418 清算法人恋野土地改良区の役員の退任 ( " ) ..... 7
- 419 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) ..... 7
- 420 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 7
- 421 建築協定区域隣接地の加入 (建築住宅課) ..... 8

○ 選挙管理委員会告示

\*33 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 ..... 8

○ 収用委員会告示

- 17 土地収用法による裁決手続開始の決定 ..... 8
- 18 " ..... 10

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) ..... 11

○ 正誤

平成25年3月29日付け和歌山県報第2442号和歌山県告示第361号中 ..... 11

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第6号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則を次のように定める。

平成25年4月9日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)に基づく行政処分の公表基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の各号に掲げる行政処分とする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表対象処分であっても公表しないものとする。

- (1) 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に、当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該公表対象処分の公表が適切でないと公安委員会が認める特段の事情がある場合

（公表の内容）

第3条 公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市区町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

（公表の方法）

第4条 公表は、行政処分の内容等を記載した行政処分公表書（別記様式）を公安委員会のホームページに掲載することにより行うものとする。

（公表の期間）

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

## 行政処分公表書

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市区町村	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

## 注

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
- 2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する (例:「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。

## 告 示

## 和歌山県告示第411号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年5月22日まで縦覧に供する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年3月22日

## 2 名称

特定非営利活動法人にこのうえん

## 3 代表者の氏名

吉川誠人

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島950番地の17

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、環境保全型農業の実践や普及、生産者による生産物の加工・販売（農業の6次産業化）により、「安心して食べられる食物の提供と充実」を図るとともに、「農」の持つ多面的な機能を活用し、「青少年の健全育成」や、「社会参加支援活動」等に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第412号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400276	あすなる共同作業所	海南市阪井521	就労移行支援	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成25.3.31

## 和歌山県告示第413号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051000069	つくしんぼ園	橋本市高野口町伏原771-2	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.3.31

## 和歌山県告示第414号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051000093	つくしんぼ園	橋本市高野口町大野74-1	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成25.4.1	平成31.3.31

#### 和歌山県告示第415号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052100033	あおい学園	和歌山市今福二丁目9-35	児童発達支援	社会福祉法人あおい会	和歌山市今福二丁目9-35	平成25.4.1	平成31.3.31

#### 和歌山県告示第416号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ホームプラザナフコ和歌山有田店  
和歌山県有田市糸我町中番1番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義  
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年11月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,423㎡
- 駐車場の収容台数

- 99台
- 7 駐輪場の収容台数  
20台
- 8 荷さばき施設の面積  
80.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
24.75㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時45分から午後9時15分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 14 届出年月日  
平成25年3月27日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355-1)  
有田市商工観光課(有田市箕島50番)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年4月9日から平成25年8月9日まで  
時間帯 午前7時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第417号**

清算法人恋野土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した精算人(平成25年3月17日退任)

氏名	住所
神野昇	橋本市恋野1992番地
大西正明	橋本市恋野3112番地
谷口征男	橋本市恋野2502番地
坂口廣美	橋本市恋野1271番地
榎阪晴光	橋本市恋野2342番地
辻本賢三	橋本市恋野2189番地
芋生進	橋本市恋野2288番地
阪部俊夫	橋本市恋野1039番地
細川完	橋本市恋野210番地
辻本義種	橋本市恋野582番地
中山弘孝	橋本市恋野391番地

木村收吾 橋本市赤塚256番地

**和歌山県告示第418号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、清算法人恋野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成25年3月17日就任）

職名	氏名	住 所
監事	西田一郎	橋本市恋野370番地
監事	外山武	橋本市恋野2421番地
監事	窪田廣美	橋本市恋野1899番地
監事	藤田眞也	橋本市赤塚245番地

**和歌山県告示第419号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山南漁業協同組合の地区	西牟婁郡すさみ町周参見に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第1
	西牟婁郡すさみ町見老津に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第2
	西牟婁郡すさみ町江住又は里野に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第3
	西牟婁郡すさみ町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン以上の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業	すさみ曳縄第4

**和歌山県告示第420号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3024	田辺市新庄町字成川546番5の一部、546番17、546番21の一部、546番22の一部	田辺市上芳養3040番地の2 尾花滋	平成 25. 3. 28	6.00	49.92

和歌山県告示第421号

光陽台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成25年3月22日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第2項の表中 「社会福祉法人敬愛会特別養護老人ホーム 白 寿 苑」 日高郡日高川町大字船津1664番地 を 「社会福老人ホ 白 社会福老人福 美」

社法人敬愛会特別養護一ム 日高郡日高川町大字船津1664番地 寿 苑 社法人紀成福社会介護社施設 日高郡日高川町大字初湯川213-1 山 の 里 に改める。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年3月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年4月9日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

Table with 3 columns: 裁決手続開始を決定した土地, 土地所有者, 土地に関して権利



所 在	地番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	を有する関係人				
		登記簿	現況	登記簿	実 測			氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種 類
和歌山県 岩出市山 字池ノ前	217番 28	保安 林	山林	143,377	143,386.13	9,077.69	3,904.14	辻野産業 株式会社 (持分2/ 3)	大阪府泉 南市樽井 二丁目6 番2号 (ただし、 登記記録 及び法人 登記簿上 の住所 大阪府泉 南市中小 路三丁目 5番4号)	財務省	東京都千 代田区霞 が関三丁 目1番1号	差押債権 受付年月 日 平成22年 6月2日 受付番号 第5009号
								株式会社 千商 (持分1/ 3)	滋賀県草 津市南笠 東三丁目 20番44号	河村毅	大阪府泉 南市樽井 二丁目5 番2号	仮差押債 権 受付年月 日 平成24年 9月20日 受付番号 第8243号
										西松建設 株式会社	東京都港 区虎ノ門 一丁目20 番10号	根抵当権 受付年月 日 平成17年 3月25日 受付番号 第3138号
										ヤマイチ エステー ト株式会 社	和歌山市 太田二丁 目13番2 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田480 番地の1)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月1日 受付番号 第4184号
										株式会社 幸福建設	和歌山市 太田二丁 目8番11 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田479 番地3)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月17日 受付番号 第4834号
										株式会社 アロート ラストシ ステムズ	大阪市 中央区大 手通三丁 目1番2号	抵当権 受付年月 日 平成24年 9月4日 受付番号 第7886号

和歌山県収用委員会告示第18号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年3月28日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年4月9日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う付帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人								
所 在	地番	地 目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類					
		登記簿	現況	登記簿	実 測												
和歌山県 岩出市山 字池ノ前	217番 28	保安 林	山林	143,377	—	61.90	6.87	辻野産業 株式会社 (持分2/ 3)	大阪府泉 南市樽井 二丁目6 番2号 (ただし、 登記記録 及び法人 登記簿上 の住所 大阪府泉 南市中小 路三丁目 5番4号)	財務省	東京都千 代田区霞 が関三丁 目1番1号	差押債権 受付年月 日 平成22年 6月2日 受付番号 第5009号					
	又は	又は	又は														
	不明	不明	不明														
								株式会社 千商 (持分1/ 3)	滋賀県草 津市南笠 東三丁目 20番44号	河村毅	大阪府泉 南市中小 路三丁目 5番2号	仮差押債 権 受付年月 日 平成24年 9月20日 受付番号 第8243号					
								又は 辻野産業 株式会社	大阪府泉 南市樽井 二丁目6 番2号 (ただし、 登記記録 上の住所 大阪府泉 南市中小 路三丁目 5番4号)	西松建設 株式会社	東京都港 区虎ノ門 一丁目20 番10号	根抵当権 受付年月 日 平成17年 3月25日 受付番号 第3138号					
									ヤマイチ エステー ト株式会 社	和歌山市 太田二丁 目13番2 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田480 番地の1)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月1日 受付番号 第4184号						

									株式会社 幸福建設	和歌山市 太田二丁 目8番11 号 (ただし、 登記記録 上の住所 和歌山市 太田479 番地3)	抵当権 受付年月 日 平成21年 4月17日 受付番号 第4834号
									株式会社 アロート ラストシ ステムズ	大阪市 中央区 大手通 三丁目 1番2号	抵当権 受付年月 日 平成24年 9月4日 受付番号 第7886号
									又は —		

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

串本町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
串本都市計画下水道（串本町公共下水道）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成25年3月29日付け和歌山県報第2442号和歌山県告示第361号中

ページ	行目	誤	正
5	下から18	第20条第1項	第20条